

始まりは形式主義 終わりは実質主義

会 社は設立登記によって成立します。厳密には、会社にも設立の過程があり、発起人が設立のためにした法律行為は、当然に成立後の会社の法律関係になりますので、設立以前の事実上の会社というのもないわけじゃありません。それでも、長期に亘る設立中の会社というのはあり得ないし、設立登記は会社の成立要件なので、発起人の行為による債権債務も登記による法人格の取得という形式的事実なくしては個人的行為に過ぎないものとされます。

会 社法には、登記による設立に対応して、清算事務終了による清算終了登記の規定があります。清算終了登記をしてしまうと、会社謄本は

閉鎖謄本になってしまい、代表者の印鑑証明などは発行されなくなります。法人格の発生が会社の設立登記から始まるように、法人格の消滅は会社清算終了登記によって全うされるかのようにみえます。

し かし、会社法は、清算が終了するまでは会社は存続する、としています。清算終了とは、清算終了登記のことではなく、事実としての清算終了です。清算終了の登記は法人格消滅という事実を創出する効力をもちません。設立登記と異なるところです。

何 かの手違いで不動産や車両などの会社財産に未処分のあるものになってしまったときは、清算事務の未了なので、清算終了の登記

をしたことが誤りということになります。その場合には、清算終了登記を抹消し、会社を復活した上で、清算事務を完了させなければなりません。

清 算事務は滞りなく終了したが、所有権移転登記や抵当権抹消登記などのみが漏れてしまったような場合には、清算終了登記に誤りがあったわけではないので、会社復活の必要はありません。即ち、未だある法人格の清算人の資格において手続きをします。

清 算事務作業が終わり、その終了登記後に過年度の法人税申告に係る更正処分があったという裁判事例がありました。納税義務の未清算の状態では清算終了とは言えないので、法人格は存続していることになります。この場合も、清算人の資格において更正処分に係る税金訴訟や納税義務の履行をすることが認められています。

利休は「柚の実の色づく頃に炉を開く」と教え、茶の湯では、初冬の気配が濃くなるころ、風炉から炉に切り替えます。炉開きです。「炉を明けて見てもつまらぬ独かな 一茶」。

初冬。年末から年度末にかけての資金計画を改めて見直したい。また、必要資金を確保するためにも、得意先管理と売掛金の回収を徹底する必要があります。

7日立冬、22日小雪。



もし間違っていたと
素直に認める勇気があるなら
災いを転じて福となすことができる。

(アメリカ デール・カーネギー)

11月の税務メモ

(国 税)

- 10月分源泉所得税の納付(特例適用者を除く)
- 所得税予定納税額の減額申請
- 9月決算法人の確定申告
- 23年3月決算法人の中間(予定)申告
- 所得税予定納税額の第2期分納付
- 特別農業所得者の予定納税

10日

15日

30日

〃

〃

〃

〔地方条例による〕

(地方税)

- 10月分個人住民税特別徴収分の納付
- 9月決算法人の確定申告
- 23年3月決算法人の中間(予定)申告
- 個人事業税の第2期分納付

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。